

答申第 607 号

平成 27 年 8 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 12 月 2 日付けで諮問された特定の社会福祉法人に関する会計検査院
監査の報告書等不存在の件（諮問第 657 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の社会福祉法人に関する会計検査院検査の報告書等是不存在として、公開を拒んだことは、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成25年5月13日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、①特定期間に特定の社会福祉法人（以下「本件法人」という。）の理事会、仮理事会、評議員会に関して県が作成した文書、図画及び電磁的記録の全て（以下「本件行政文書」と総称する。）並びに②特定の期間に実施された本件法人の指導監査の結果報告書及び講評、特定期間（以下「本件期間」という。）実施の会計検査院による監査（以下「本件検査」という。）の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件監査報告書等」と総称する。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、本件行政文書及び本件監査報告書等について、平成25年7月12日付けで、個人が識別又は識別され得る情報及び人事、経営方針等法人の内部管理に関する情報であって法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とする一部公開決定（以下「本件原処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成25年9月11日付けで、知事に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件原処分の取消しを求める異議申立てを行った。
（本案件に対する答申は第606号のとおり）
- (4) 実施機関は、平成25年9月19日付けで、本件検査の報告書及び講評並びに本件検査に関連して実施機関職員が作成した文書及び電磁的記録（以下「本件検査文書」と総称する。）について、不存在であるとの一部変更決定（以下「本件変更処分」という。）を行った。
- (5) 異議申立人は、平成25年11月18日付けで、知事に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件変更処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 変更理由について

本件変更処分の決定通知書の変更理由欄には、本件検査文書について不存在であることを記載しなかったためとあるが、なぜこの段階で変更するのかその理由がわからない。

本件検査文書については、本件原処分の取消しを求める異議申立てに含まれるもので、本来この異議申立てに対する決定の中で明らかにすべきものではないか。

異議申立書を見て、すぐに対応してしまおうと考えたと推測するが、もしそうであるとしても、なぜ、本件原処分の中で記載しなかったのかその理由を明記すべきである。このような紋切り型の言い方で済まそうとするのは、県民からその責務を委任されている県当局としては余りに不誠実な対応ではないか。

(2) 本件検査文書の所在について

本件検査は、会計検査院によるものだが、当然県職員も同席して行われているものと思う。そうだとすれば、県に文書が何も残されていないということは納得ができない。

そこで、本件検査文書は現時点でも存在しないのか、あるいは他の課にあるのか。明らかにしていただきたい。もし、他の課にあるのであれば、それを教えるのが誠意ある対応だと思う。

4 実施機関（保健福祉局福祉部介護保険課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件変更処分を行った理由は、次のとおりである。

本件検査は、保健福祉局総務室が担当であり、本件期間に県庁と県内各施設等で行われた。本件法人においては特定日に実地検査を実施しているが、介護保険課は立会いを行っておらず、本件検査文書は存在しないところ、本件原処分においては不存在であることを記載しなかったため、本件変更処分を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、異議申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件検査文書について

実施機関の説明によると、本件検査には立ち会っていないため、本件検査文書が不存在であることについて不自然な点は見当たらない。

ただし、対象文書が不存在の場合はその理由が重要であることから、丁寧に記載すべきであるところ、本件変更処分においては、非公開の理由について単に「不存在のため」とだけ記載されている。

一般に、文書の不存在を理由とする非公開の決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、本件変更処分における理由付記は、行政手続条例第8条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

6 付言

実施機関は、対象文書の所管課が別にあることを把握した場合は、請求者に情報提供すべきである。

今後、実施機関においては、条例第2条に規定する実施機関の責務を踏まえて、県民が行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるよう、請求者に対する丁寧な情報の提供が望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 12 月 2 日	○ 諮問
12 月 16 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 26 年 1 月 14 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 24 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
2 月 18 日	○ 異議申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 27 年 1 月 19 日 (第 136 回部会)	○ 審議
2 月 20 日 (第 137 回部会)	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 11 日 (第 138 回部会)	○ 異議申立人から意見を聴取
4 月 14 日 (第 139 回部会)	○ 審議
5 月 12 日 (第 140 回部会)	○ 審議
6 月 16 日 (第 141 回部会)	○ 審議
7 月 17 日 (第 142 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 27 年 8 月 17 日現在) (五十音順)